

USPTO が物価上昇に伴う手数料改定案を公表  
～消費者物価上昇分(2.8%増)を08年度手数料に反映～

2007年8月28日  
JETRO NY 澤井、中山

USPTO は 22 日付フェデラルレジスター(官報)で消費者物価指数(CPI-U)の変動に伴う特許関連手数料の改定案を公表した<sup>1</sup>。米国では特許法第 41(f)の規定により、USPTO 長官が、CPI-U の変動率に応じて出願及び登録料等の法定料金を調整(adjust)することを可能としている<sup>2</sup>。また同 (d)項の規定により、USPTO 長官は、一部を除き、上記法定料金以外の手続料金を決定できる権限を有している。USPTO の発表によれば、06 年 10 月から 07 年 9 月末までの 12 ヶ月間における政府の CPI-U 予測数値が 2.8%増となることを受けて、かかる物価上昇を 08 年度(07 年 10～08 年 9 月)の手数料へ反映し調整を行うことを予定していると説明している。

今般の料金改定案の一例を挙げると、特許(Utility Patent)における、出願基本料(300ドル)、独立請求項超過料金(一項あたり 200ドル)、サーチ料(500ドル)、審査料(200ドル)、登録料(1,400ドル)、3 回目の支払期日の特許維持年金<sup>3</sup>(3,800ドル)等は、それぞれ、出願基本料(310ドル)、独立請求項超過料金(210ドル)、サーチ料(510ドル)、審査料(210ドル)、登録料(1,440ドル)、特許維持年金(3,910ドル)等となる。この他に、改定の対象となる手数料には、期間延長手数料、請求項超過料金、多数従属請求項料金、頁超過料金、継続審査請求料、PCT 国内段階手数料、審判手数料等々、多数の手数料が含まれているところ、これら詳細については、フェデラルレジスターを参照ありたい。

なお、こうした料金調整を実現するためには、現行手数料を規定した時限法でもあるオムニバス歳出法(P.L.108-447、04 年 12 月成立)<sup>4</sup>が 08 年度にも継続適用されることが必要。このため、かかる継続規定が盛り込まれた 08 年度歳出予算法案案<sup>5</sup>の成立が料金調整の前提となる。

(了)

<sup>1</sup> <http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/72fr46899.pdf>

<sup>2</sup> 35USC § 41(f) The fees established in subsections (a) and (b) of this section may be adjusted by the Director on October 1, 1992, and every year thereafter, to reflect any fluctuations occurring during the previous 12 months in the Consumer Price Index, as determined by the Secretary of Labor. Changes of less than 1 per centum may be ignored.

<sup>3</sup> 登録から 11 年 6 ヶ月時点

<sup>4</sup> [P.L.108-447](#) Division B § 801-

<sup>5</sup> [HR3093](#)(下院法案)、[S1745](#)(上院法案)